

優越的地位の濫用規制・ 下請法の概要等について



令和6年度
国産材の安定供給体制の構築に向けた
需給情報連絡協議会

公正取引委員会 事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課

賃上げと 労務費転嫁を

両輪に



11月は下請取引適正化推進月間です

★Part 1★

優越的地位の濫用 下請法の規制内容



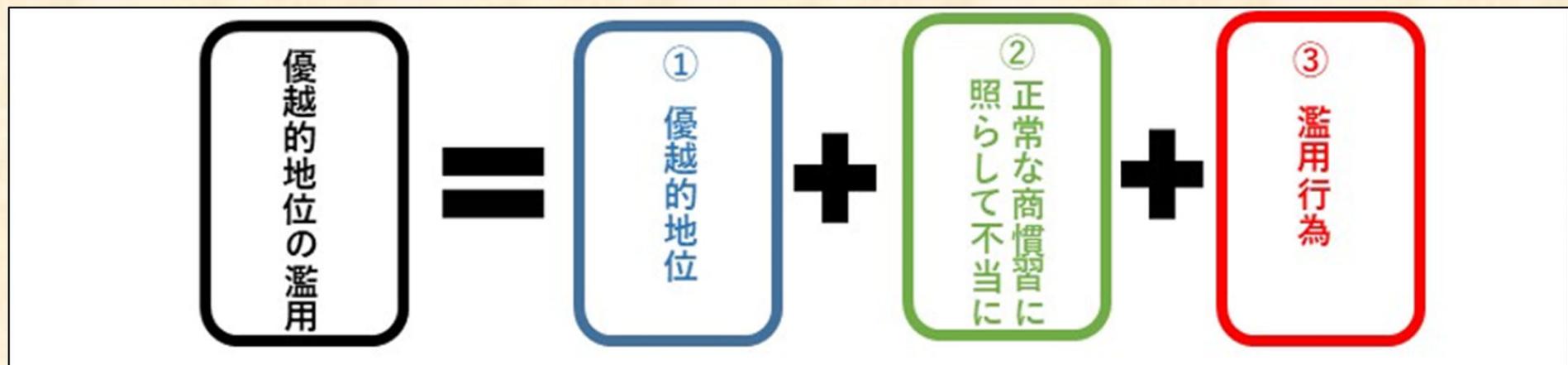
独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

【規制趣旨】

優越的地位の濫用は、

- ・ 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- ・ 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

→ 公正な競争を阻害するおそれ

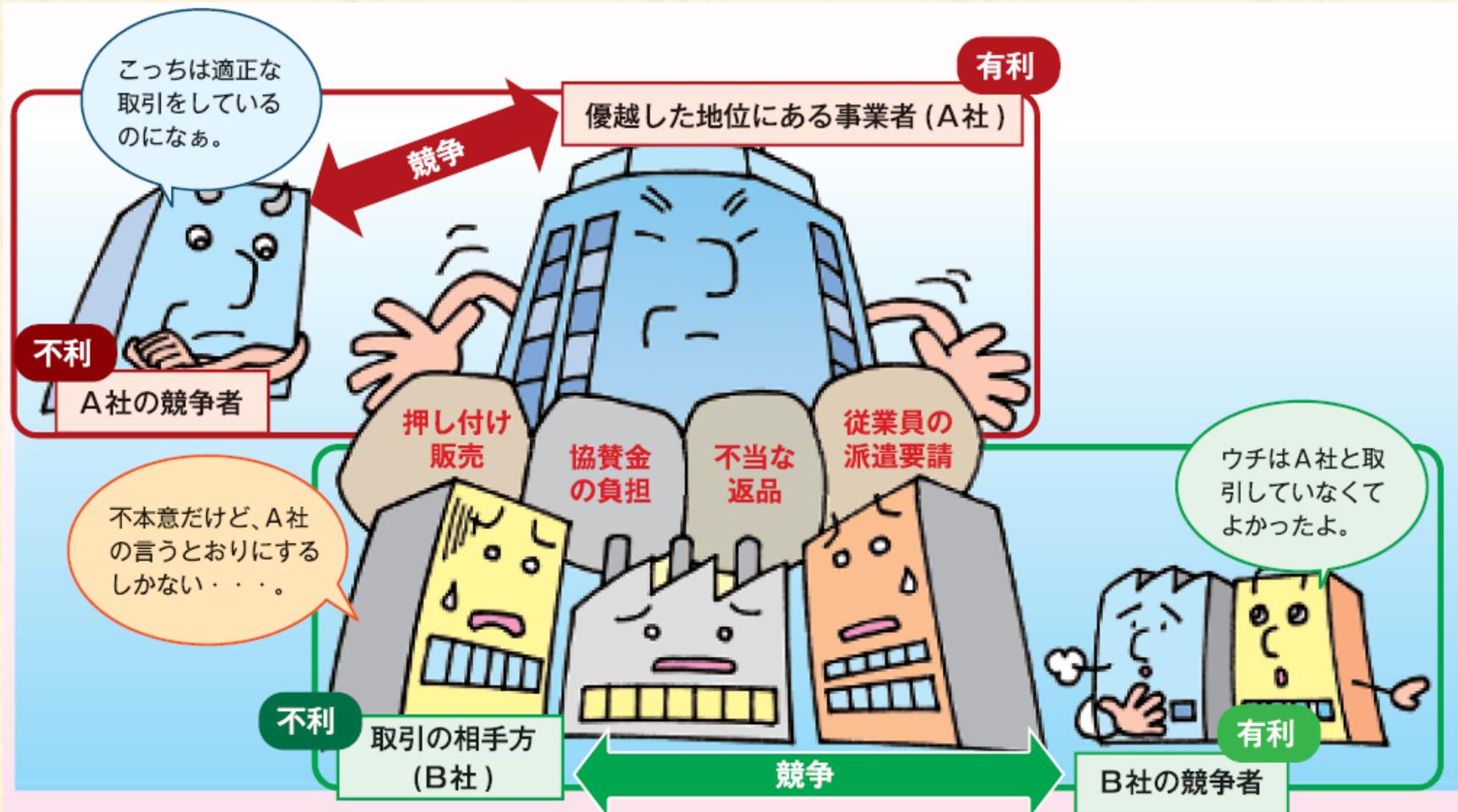


「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公表）

- ・ 法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を高めるため作成
- ・ 全ての業種を対象としている

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ



優越的地位の濫用に該当するかどうかは次の3つの要素から判断されます。

優越的地位

+

**正常な商慣習に
照らして不当に**

+

濫用行為

以下の事項を総合的に考慮

- ①取引の相手方の行為者に対する取引依存度
- ②行為者の市場における地位
- ③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性
- ④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実

公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいい、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

- ①購入・利用強制
- ②協賛金等の負担の要請
- ③従業員等の派遣の要請
- ④その他経済上の利益の提供の要請
- ⑤受領拒否
- ⑥返品
- ⑦支払遅延
- ⑧減額
- ⑨取引の対価の一方的決定
- ⑩やり直しの要請
- ⑪その他

優越的地位にある事業者が、以下の想定例に該当するような行為を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となります。

- 1 購入・利用強制** 取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること
- 2 協賛金等の負担の要請** 決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること（取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等）
- 3 従業員等の派遣の要請** 派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること
- 4 その他経済上の利益の提供の要請** 発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること
- 5 受領拒否** 取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること
- 6 返品** 展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること
- 7 支払遅延** 社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと
- 8 減額** 商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと
- 9 取引の対価の一方的決定** 自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること
- 10 やり直しの要請** 商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合によりあらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること

- 下請法の正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年制定）。
- 法目的は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護。

- 下請法は、独占禁止法を補完する法律として制定。
- 独占禁止法（優越的地位の濫用）による規制は、個別の認定（行為者の取引上の地位が優越しているのか、行為によって不当に不利益を与えたのか等）に相当の期間を要する。
- そこで、下請法は、一定の取引を対象とし、資本金区分を定めて、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制し、下請事業者の利益保護を図るものである。

<下請法の適用対象となる取引>

製造委託

- 物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者にも物品の製造や加工などを委託すること

情報成果物作成委託

- ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者にもその作成作業を委託すること

修理委託

- 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者にも委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者にも委託すること

役務提供委託

- 他社から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者にも委託すること

- 物品の製造委託・修理委託
- 情報成果物作成委託・役務提供委託
（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人を含む）
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）

- 情報成果物作成委託・役務提供委託
（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人を含む）
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）

(1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

(2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

調査・検査（第6条、第9条）

公正取引委員会

(1)のア及びイに違反したときは50万円以下の罰金（第10条）

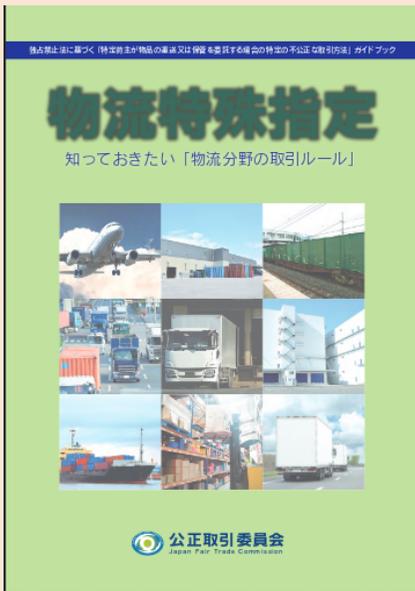
中小企業庁

措置請求（第6条）

当該下請取引に係る事業の所管省庁

(2)の禁止行為を行ったときは勧告（第7条）

	優越的地位の濫用規制対象	下請法による規制対象
対象となる取引	全ての分野	製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託に限る
資本金区分	無し	有り

知って守って下請法 ～豊富な事例で 実務に役立つ～	下請取引適正化推進 講習会テキスト	優越的地位の濫用 ～知っておきたい 取引ルール～	物流特殊指定 知っておきたい「物流分 野の取引ルール」
			

★Part 2★

労務費転嫁指針 ～適正な価格転嫁について～



本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。
また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

・説明動画
(公正取引委員会公式YouTubeチャンネル)
<https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM>



価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

〇年〇月〇日

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円） / 単価上昇率（%）
材料・品番				
...				
小計	円			

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価 上昇率（%）
電気代					
...					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）		貴社向け売上比率	金額
改定前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出		
円		%	円
（例2）		金額	
現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	
円/人・日	人・日	%	円
小計	円		

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等
小計 円

ホーム > 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日：内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）及び「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（令和5年3月1日）に関する公正取引委員会の取組をまとめています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しました。

- ▶ (令和5年11月29日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について
- ▶ (令和5年11月29日)労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- ▶ 別添（価格交渉の申込み様式（例））



https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

ホーム > 独占禁止法 > 法令・ガイドライン等(独占禁止法) > 運用基準関係 > 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

- PDF版はこちら（PDF：878KB）
- 別添（価格交渉の申込み様式（例））はこちら
- 全国ブロック説明会用資料はこちら
- 説明動画はこちら

令和5年11月29日
内閣官房
公正取引委員会



はじめに

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライさせ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な正化が不可欠である。

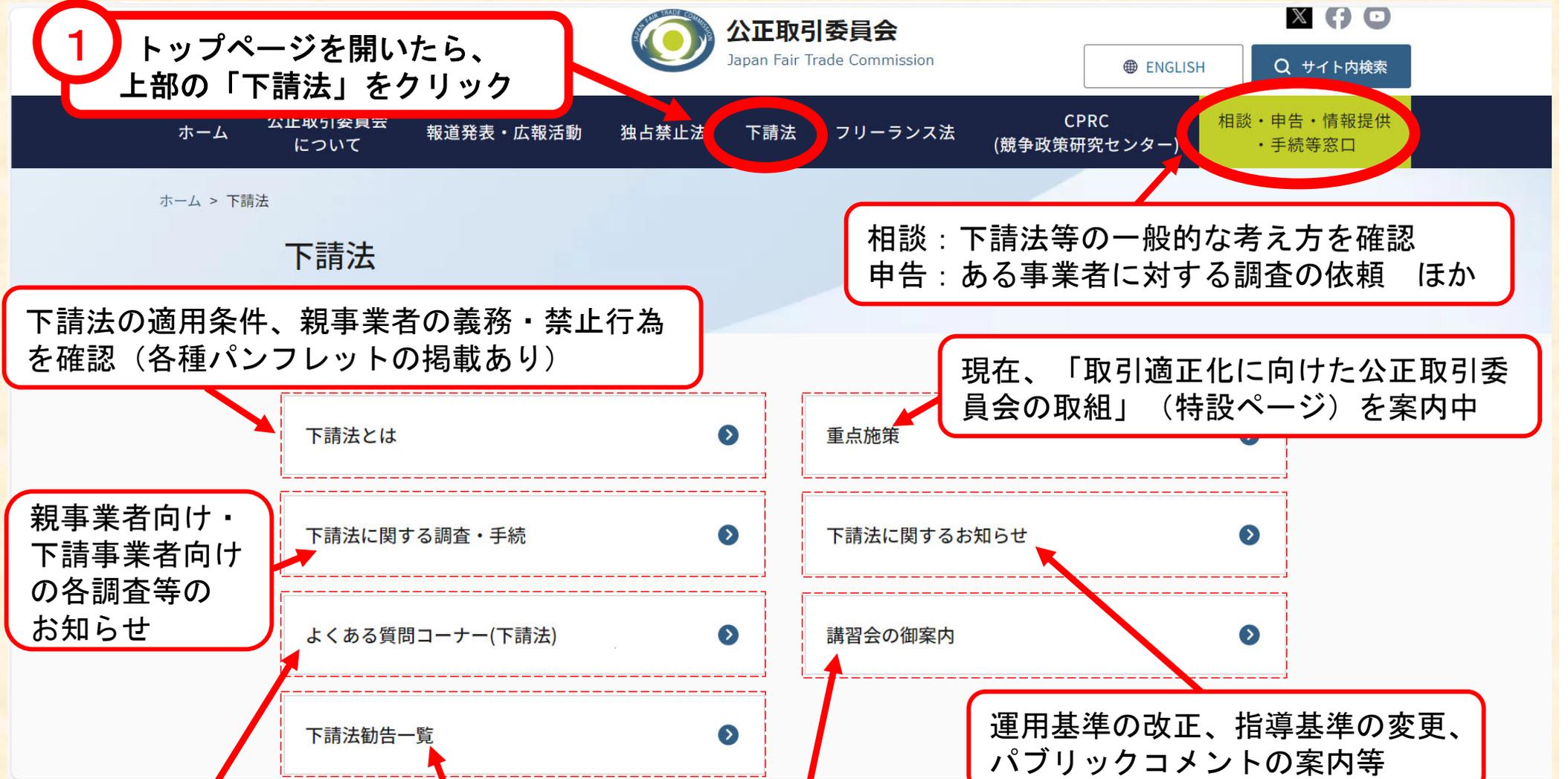
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

★Part 3★

取引適正化に向けて



🖥️ <https://www.jftc.go.jp/> (パソコンからアクセスした場合の画面)



The screenshot shows the JFTC website homepage with several red callout boxes providing instructions and information:

- 1** トップページを開いたら、上部の「下請法」をクリック (When opening the homepage, click on "Subcontracting Law" at the top)
- 相談：下請法等の一般的な考え方を確認
申告：ある事業者に対する調査の依頼 ほか (Consultation: Confirm general ideas on subcontracting law etc.
Reporting: Request for investigation of a certain business etc.)
- 現在、「取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」(特設ページ)を案内中 (Currently, we are providing information on the JFTC's efforts for fair trade (special page))
- 運用基準の改正、指導基準の変更、パブリックコメントの案内等 (Information on amendments to operating standards, changes in guidance standards, public comments, etc.)
- 各種講習動画の案内、対面又はオンライン形式による下請法等講習会の案内 (Information on various training videos, and face-to-face or online training sessions on subcontracting law, etc.)
- 下請法の適用条件、親事業者の義務・禁止行為を確認 (各種パンフレットの掲載あり) (Check the application conditions, obligations and prohibited acts of principal businesses (various pamphlets are available))
- 親事業者向け・下請事業者向けの各調査等のお知らせ (Information on various investigations for principal businesses and subcontractors)
- よくある質問コーナー(下請法) (FAQ corner for subcontracting law)
- 下請法に関するよくある質問をQ & A形式で掲載 (FAQs on subcontracting law are posted in Q & A format)
- 勧告一覧・各勧告に関する報道発表資料 (現在、平成23年以降の掲載) (List of recommendations and press releases regarding each recommendation (currently, posts from Heisei 23 onwards))

定期的アクセスして情報収集を!



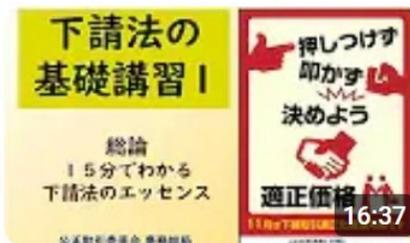
YouTube 公正取引委員会チャンネル 公開中！

公正取引委員会では、「下請法の基礎講習」、「下請法の応用講習」、「優越規制のエッセンス」、「労務費転嫁指針」、ミニドラマを交えた「そうだったのか！よくわかる下請法」等の動画をYouTubeの公正取引委員会チャンネルに掲載しています。

社内のコンプライアンス研修などに御自由に御活用ください。

下請法の基礎講習

令和6年10月18日 更新



- 現行計11本（1本15分前後）
 - ✓ 下請取引の範囲（2つの条件）
 - ✓ 4つの義務とは
 - ✓ 11項目の禁止事項とは ほか

下請法及び優越的地位の濫用規制についての基礎知識を習得することを目的とした講習動画です。

下請法の応用講習

令和5年11月1日 更新



- 現行計4本（1本20分前後）
- 基礎を理解した方はこちら
 - ✓ 実践的な事例研究
 - ✓ 下請法クイズ ほか

下請法に係る想定事例を基に、様々な角度から問題の有無を検討することにより、下請法の規制内容の正確な理解を目指す動画です。

優越規制のエッセンス

令和6年3月28日 公開



- まずはこれ1本！基本のキ
 - ✓ 「優越的地位」とは
 - ✓ 「正常な商慣習に照らして不当に」とは
 - ✓ 問題となる「濫用行為」とは ほか

優越的地位の濫用規制についての基礎知識を習得することを目的とした講習動画です。

労務費転嫁指針

令和6年11月1日 更新



- 数十秒のショート動画多数！（OXクイズ形式）
- 発注側／受注側どちらも必見
- 労務費の上昇局面における価格交渉のあり方

労務費転嫁指針に関心を寄せていただく広報動画のほか、詳しく理解したい方向けの説明動画もあります。

日本全国に相談窓口を設置しています

電話
OK

匿名
OK

各地に
あります！

北海道事務所

例えば…
下請法に関する
窓口はこちら



近畿中国四国事務所
中国支所

東北事務所

企業取引課

A社からの調達、
もしかして
製造委託？

九州
事務所

中部事務所

近畿中国四国
事務所

下請事業者からの納期
間近だけど、客先から
キャンセルと…

沖縄
公正取引課

近畿中国四国事務所
四国支所

等々… 些細な事でも

取引先からの行為に悩んでいませんか

中小事業者
の方々へ

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

0120-060-110

【受付時間】 10:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）
最寄りの担当窓口につながります



- 公正取引委員会 事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課
〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>
- 北海道事務所 下請課
〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)
- 東北事務所 下請課
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)
- 中部事務所 下請課
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)
- 近畿中国四国事務所 下請課
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)
- 近畿中国四国事務所 中国支所 下請課
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)
- 近畿中国四国事務所 四国支所 下請課
〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)
- 九州事務所 下請課
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)
- 沖縄総合事務局 総務部 公正取引課
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)